

第4次大野城市人権教育・啓発基本指針
に基づく実施計画

大野城市

【目次】

第1章 実施計画の概要

| | |
|-----------|---|
| 1 策定の経緯 | 1 |
| 2 目的 | 1 |
| 3 計画期間 | 1 |
| 4 実施計画の性格 | 1 |
| 5 実施計画の構成 | 2 |
| 6 実施計画の推進 | 2 |
| 7 進捗管理 | 2 |

第2章 計画事業

| | |
|------------------------|----|
| I 市民意識調査から見てきた課題に対する取組 | 3 |
| II 総合的施策 | |
| 1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進 | 4 |
| 2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進 | 7 |
| III 分野別施策 | |
| 1 同和問題（部落差別） | 9 |
| 2 女性に関する問題 | 10 |
| 3 子どもに関する問題 | 11 |
| 4 高齢者に関する問題 | 13 |
| 5 障がいのある人に関する問題 | 14 |
| 6 外国人に関する問題 | 15 |
| 7 働く人に関する問題 | 16 |
| 8 様々な人権問題 | 17 |
| 9 課題横断的な人権課題に対する取組 | 18 |

第3章 目標値

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 設定目的 | 19 |
| 2 目標値の進捗確認 | 19 |
| 3 各事業の目標値（毎年度、審議会において進捗状況を確認） | 20 |
| 4 全体の目標値（市民意識調査により事業効果を確認） | 33 |

参考資料

| | |
|---------------------|----|
| ・第3次実施計画の目標値に対する実績値 | 34 |
|---------------------|----|

第1章 実施計画の概要

1 策定の経緯

2000（平成12）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、地域の実情を踏まえた人権教育・啓発の施策の策定と実施が、地方公共団体の責務として定められたことにより、各地方公共団体では、人権教育と啓発に関する施策の策定の動きが広まりました。

そのような動きの中で本市においても、2010（平成22）年3月に、豊かな人権文化のまちづくりのための方向性と、人権教育・啓発の基本的な方針を示した第1次となる「大野城市人権教育・啓発基本指針」を定め、翌年の2011（平成23）年5月にその推進のための具体的な施策を示した「『大野城市人権教育・啓発基本指針』に基づく実施計画」を策定しました。

この実施計画は、5年ごとに見直しを行うこととしており、2020（令和2）年度に策定した第3次となる実施計画の計画期間は2025（令和7）年度をもって満了となります。このことから、第3次の策定時から現在に至るまでの5年間にわたる社会情勢の変化や2024（令和6）年度に実施した「大野城市人権問題に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」の結果等を踏まえ、第4次大野城市人権教育・啓発基本指針（以下「第4次基本指針」という。）の内容に基づき、第4次となる実施計画（以下「第4次実施計画」という。）の策定を行うものです。

2 目的

この実施計画は、第4次基本指針に基づき、市民一人一人が人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現をめざし、より総合的かつ効果的な人権教育・啓発を推進していくための施策を、計画的かつ実効性のあるものとするために策定するものです。

3 計画期間

第4次実施計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

4 実施計画の性格

- ・第4次基本指針に基づく計画とします。
- ・第6次大野城市総合計画後期基本計画と整合した計画とします。
- ・すでに人権教育・啓発等に関する取組を、個別の計画等により定めている場合は、それらの計画等に配慮します。

5 実施計画の構成

第4次実施計画では、第2章で、第4次基本指針の「第2章 人権教育・啓発の推進」、
「第3章 分野別施策の推進」で示した課題や方向性に基づき、第4次基本指針の各項目について、今後5年間に具体的に取り組むべき事業内容について示しています。

第3章では、計画期間中における各事業の進捗状況の把握や検証、評価等をより明確かつ効果的に行うため、第2章の「Ⅰ 総合的施策」及び「Ⅱ 分野別施策」の各事業について、第4次の計画期間である令和12年度における目標値を定めています。

6 実施計画の推進

人権問題は多岐にわたり、複数の問題が絡み合い、多様化・複雑化の様相を呈しています。このような状況に対応していくためには、全ての問題を人権侵害という視点で捉えて、偏見・差別・排除など、根底にあるものは同じであるという共通認識のもとで、人権担当課が中心となり、各関係課が、緊密な連携を図りながら、全庁的な推進体制のもと、本実施計画に掲げる事業を推進していきます。

7 進捗管理

毎年度の各事業の進捗状況については、それぞれの関係課から報告を受け、その内容を「大野城市人権政策審議会（以下「審議会」という。）」に付議し、検証を行います。最終的には、年度ごとに進捗状況報告書を作成し、審議会意見とともに市のホームページ等を通じて市民に公表します。審議会意見については、各関係課にフィードバックし、次年度以降の事業の推進に反映させていきます。

なお、計画期間中においても、必要に応じて実施計画の見直しを行います。

第2章 計画事業

I 市民意識調査から見えてきた課題に対する取組

2024（令和6）年度に実施した「市民意識調査」から見えてきた課題については、重点的に取り組んでいきます。

はじめに、人権問題への関心について、若い世代で低い傾向が見られたことです。若い世代が啓発に触れる機会が増えるようショート動画の配信による啓発を行います。

次に、市民の研修等への参加促進が大きな課題となっています。幅広い年代がアクセスしやすいよう講座・研修会等の動画配信に取り組みます。

3番目の課題は、各人権問題の中でも関心が一番高かったのが、働く人の人権問題でした。なかでも、特に問題があるものとしてワーク・ライフ・バランスが保てないこと、職場でのハラスメントがあげられました。このことから、ワーク・ライフ・バランスやハラスメントをなくすための出前講座メニューの開発のほか、市広報誌、ホームページ、SNSでの啓発記事の掲載や各種啓発事業を実施します。

4番目の課題は、啓発冊子を読んだことがない・知らない人の増加です。人権意識を維持するには、継続して啓発に触れる機会が必要と考えますので、啓発冊子の全戸配布を行います。

5番目の課題は、同和問題（部落差別）の解決に向けた考えについてです。これまで継続して啓発を行っているにもかかわらず、寝た子を起こすな論や分散論の考え方が一定数あることから、正しい理解を広めるためにも引き続き啓発活動を行っていきます。

6番目の課題は、就労面や賃金などの男女格差や固定的役割分担意識の高さ、DVなど暴力による被害が顕在化していることについてです。女性の人権や男女共同参画に関して継続して啓発に触れる機会が必要と考えますので、啓発冊子の全戸配布を行います。

7番目の課題は、子どもへの虐待やいじめの問題についてです。早期対応と防止対策を進めるため、虐待通報ダイヤルやこども相談センターの周知、虐待等防止のための講座や研修会の開催のほか、学校での対応として、教育サポートセンターによる総合的対策の実施を行います。

8番目の課題は、高齢者を狙った特殊詐欺などの問題です。これは切実な問題であり、高齢者が犯罪に巻き込まれないためにも、消費生活相談員による高齢者向け出前講座の実施や、特殊詐欺被害防止対策事業の実施を行います。

9番目の課題は、障がいのある人への理解不足や障がいにより意見や行動が尊重されないこと、就労機会が整っていないことがあげられます。障がいや障がいがある人への正しい理解を深めることと、障がい者に対する合理的配慮が推進されるよう、市広報誌、ホームページ、SNSでの啓発記事の掲載や、各種啓発事業の実施を行います。

10番目の課題は、外国人への職場での不利・不当な扱いについてです。これは、よく知らない・正しく理解していないことが根底にあると考えられることから、外国にルーツを持つ人との相互理解を深めるため、外国にルーツを持つ人に対する差別やハラスメント根絶をめざし、市広報誌、ホームページ、SNSでの啓発記事の掲載や、各種啓発事業の実施を行います。

Ⅱ 総合的施策

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1) 就学前施設

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|------------------|--|---|------------|
| ①豊かな心を育てる保育活動の推進 | 様々な体験活動を取り入れながら、子どもたちが命の大切さを学ぶとともに、自分の体を守る方法を身に付けることができる保育活動を実践する。 | ◇日々の保育における様々な体験活動の実施 | 保育所 |
| ②従事する職員への研修の実施 | 保育に従事する職員として、豊かな人権感覚を身に付けるため、計画的に研修会や学習会を実施する。 | ◇保育所等の職員に対する研修会の開催 ◇他団体が開催する人権研修への参加 | 保育所 |

(2) 学校

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|------------------|--|---|------------|
| ①自尊感情を育む教育の推進 | 自分を大切にするとともに、他人への思いやりの気持ちを育む「心の教育」を推進する。 | ◇「心の教育」推進大会の開催 ◇「特別の教科 道徳」の公開授業の実施 ◇子どもたちの「いのち」を守る研修会の開催 | 教育支援課 |
| ②豊かな人権感覚を養う教育の推進 | 差別につながる言葉や態度を認識し、差別を行わない豊かな人権感覚を養う教育を実践する。 | ◇「特別の教科 道徳」授業における差別や人権に関する指導 ◇社会科基底カリキュラム(※)を通じた人権問題に関する正しい認識の教育 | 教育支援課 |
| ③従事する職員への研修の実施 | 教育に従事する職員として、豊かな人権感覚を身に付けるため、計画的に研修会や学習会を実施する。 | ◇教育委員会主催による研修会の実施 ◇他団体が開催する人権研修への参加 | 教育支援課 |

※市教育委員会において、小中学校の社会科学習の中で、特に人権意識を高めたい学習内容について、教師の理解が進むように共通の指導計画案を示したもの。2017（平成29）年に小学校版、2018（平成30）年に中学校版を作成している。

(3) 家庭

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|-----------------------------|--|---|-----------------------|
| ①保護者の学習機会の提供と支援 | 保護者が豊かな人権感覚を身に付けられるように、様々な学習機会の充実を図る。 | ◇家庭教育学級の実施 ◇家庭教育講演会の開催 ◇PTA総会や保護者懇談会等で保護者に対し人権に関する学習機会を設ける ◇「特別の教科 道徳」の公開授業の実施 | 学校・地域連携課 教育支援課 |
| ②啓発冊子の配布や人権啓発記事の発信等による啓発の推進 | 家庭において、親子が人権について共に考える機会が持てるような人権啓発記事を広報「大野城（以下「市広報紙」という。）」や市ホームページに掲載する。 | ◇人権啓発冊子の全戸配布 ◇市広報紙や市ホームページ、SNSへの家庭向けの人権啓発特集記事の掲載 | 人権男女共同参画課 |

(4) 地域

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|-----------------------|--|--|------------|
| ①コミュニティ別研修会の推進 | 地域と市が協力しながら、地域が主体的に企画・運営を行うコミュニティ別研修会を実施する。 | ◇コミュニティ別人権・同和問題研修会の開催 | 人権男女共同参画課 |
| ②研修・講座等の参加促進に向けた取組の推進 | 新たな参加者が獲得できるよう研修・講座等の実施や周知の方法について工夫しながら、参加促進を図る。 | ◇人権週間講演会や人権・同和问题啓発推進員初級・中級講座など各種研修・講座等の講座内容や周知方法の見直し | 人権男女共同参画課 |

(5) 企業（職場）

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|-----------------------|---|--|----------------------------|
| ①関係機関と連携した研修会等の実施 | 筑紫地区各市や国・県の関係機関、企業団体、商工会等と連携しながら企業・事業所に向けた研修を実施する。 | ◇筑紫地区企業・事業所同和問題研修会の開催 ◇ワーク・ライフ・バランスやハラスメントをなくすための出前講座メニューの開発 ◇市広報紙やホームページ、SNSへの啓発記事の掲載 | 人権男女共同参画課 産業振興課 |
| ②パンフレット等資料の配布による啓発の推進 | ポスターやパンフレットの配布等により、企業・事業所の人権意識の高揚を図る。 | ◇筑紫地区人権同和行政推進協議会における啓発ポスター等の配布 ◇男女共同参画パンフレットの配布 ◇子育て応援宣言企業への登録推進 | 人権男女共同参画課 こども・若者政策課 |
| ③市職員の研修体制の充実 | 様々な研修を通じて、常に人権に関する正しい知識と感覚を持って、市民と接することができる職員を育成する。 | ◇職員人権同和問題研修会の実施 | 人事マネジメント課 人権男女共同参画課 |

2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進

(1) 教育・啓発活動の推進

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|-----------------|--|---|------------|
| ①人権教育・啓発推進体制の充実 | 本計画の事業実施について、関係各課での連携を進めるとともに、人権政策審議会を通じた進捗管理を行う。 | ◇人権政策審議会による人権施策関係実施事業の進捗管理 | 人権男女共同参画課 |
| ②様々な手法による啓発の実施 | 様々な手法により人権啓発を実施するとともに、新たな参加者を獲得できるように、様々な啓発手法を検討し、その充実を図る。 | ◇各種人権啓発研修、講座等の開催（動画配信含む） ◇市広報紙、ホームページ、SNSでの啓発記事の掲載 ◇各種パネル展・ポスター展等の開催 ◇より効果的な啓発手法の検討と導入 | 人権男女共同参画課 |
| ③意識調査の実施 | 市民意識の実態を把握し、より効果的な施策を推進していくため、人権問題に関する意識調査を定期的に行う。 | ◇人権問題に関する市民意識調査の実施 | 人権男女共同参画課 |

(2) 人材の育成と活用の充実

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|-------------------------|--|-----------------------------------|------------------------|
| ①人権教育・啓発推進リーダーの育成 | あらゆる場を学習の機会と捉え、常に人権感覚を持って主体的に行動できるリーダー的な人材の育成を図る。 | ◇人権・同和問題啓発推進員初級・中級講座の実施 | 人権男女共同参画課 |
| ②人権・同和教育に関する会計年度任用職員の配置 | 会計年度任用職員を配置し、大野城市人権・同和教育研究協議会に関する事業支援など、人権同和教育事業を推進する。 | ◇人権教育担当指導主事配置による大野城市人権同和教育研究協議会支援 | 教育支援課 |
| ③職員の研修体制の充実 | 様々な研修を通じて、常に人権に関する正しい知識と感覚を持って、市民と接することができる職員を育成する。 | ◇職員人権同和问题研修会の実施 | 人事マネジメント課 人権男女共同参画課 |

(3) 情報提供の充実及び強化

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|----------------|--|--|------------|
| ①広報紙の活用 | 市民にとって、市の情報を得るための身近な手段である市広報紙を通じて、人権啓発を行う。 | ◇市広報紙への人権啓発特集記事の掲載 | 人権男女共同参画課 |
| ②インターネットの活用 | 広く市民に向けた情報提供の手段として市ホームページやSNSの活用を推進する。 | ◇市ホームページへの人権啓発特集記事の掲載 ◇SNSへの人権啓発記事やイベント情報の投稿 ◇ショート動画の配信による啓発 | 人権男女共同参画課 |
| ③パネル展等のイベントの開催 | 各種の強調月間や週間、イベントの機会を捉え、人権に関する様々なパネル展等を開催する。 | ◇各種パネル展・ポスター展等の開催 | 人権男女共同参画課 |

Ⅲ 分野別施策

1 同和問題（部落差別）

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|----------------------------------|---|---|--------------------|
| ①市民を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 市民一人一人が、同和問題（部落差別）への正しい認識を持ち、理解を深めるために、同和問題（部落差別）に関する研修・講座等を開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | ◇同和問題（部落差別）に関する各種研修会・講座等の開催（動画配信含む。） ◇市広報紙、ホームページ、SNSでの啓発記事の掲載 | 人権男女共同参画課 |
| ②同和問題啓発強調月間における啓発活動の推進 | 7月の同和問題啓発強調月間における街頭啓発等を通じて、同和問題（部落差別）について市民に広く周知する。 | ◇横断幕・懸垂幕等の設置 ◇街頭啓発の実施 | 人権男女共同参画課 |
| ③小・中学校における同和教育の充実 | 正しい知識と理解を深めるため、小・中学校において、歴史的経緯を含めた同和教育を推進する。 | ◇社会科基底カリキュラムを活用した教育実践の推進 | 教育支援課 |
| ④企業・事業所を対象とする研修会の開催・支援 | 筑紫地区各市と協力し、企業・事業所を対象とする研修会を開催するほか、企業団体の開催する研修会の実施を支援する。 | ◇筑紫地区企業・事業所同和問題研修会の開催 ◇筑紫地区企業同和問題推進委員会への協力 | 人権男女共同参画課 産業振興課 |
| ⑤職員に対する研修の充実 | 市における職員研修の実施とともに、県内、県外における研修への職員派遣を通じて、職員の同和問題（部落差別）への知識と理解を深める。 | ◇各種研修会への職員の参加促進 | 人権男女共同参画課 |

2 女性に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|-----------------------------------|--|--|---|
| ①市民等を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた市民への啓発を進めるための研修・講座等を開催するとともに、市広報紙に啓発記事を掲載することなどによる啓発を行う。 | ◇男女共同参画や女性の人権に関する各種研修会、講座、イベント等の開催、相談窓口の周知等 ◇男女共同参画や女性の人権に関する啓発記事の市広報紙、ホームページ、SNSへの掲載 ◇男女共同参画啓発冊子の全戸配布 | 人権男女共同参画課 (男女平等推進センター) |
| ②子どもたちへの男女平等教育の実施 | 公立保育所や小中学校において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等の意識を育てる教育を実践する。 | ◇日々の保育や教育における男女平等教育の実践 ◇人権教育における福岡県同和教育副読本「かがやき」人権教材「あおぞら」を活用した教育の実践 ◇男女共同参画図画ポスター・標語コンクールの実施 | 保育所 教育支援課 人権男女共同参画課 (男女平等推進センター) |
| ③女性への暴力の根絶に向けた研修会の開催等 | ドメスティックバイオレンス(DV)をはじめとする様々な女性への暴力の根絶に向けた研修会を開催、相談窓口の周知等を行う。 | ◇DV防止のための講座等の実施 ◇中学校デートDV防止研修の実施 ◇関係機関、民間団体の相談窓口の周知等 | 人権男女共同参画課 (男女平等推進センター) |
| ④地域における女性活躍推進事業 | 地域における女性の活躍を推進するため、女性の視点や考えを地域活動につなげる講座の開催や地域実践活動の支援を行う。 | ◇女性活躍支援に向けた講座等の実施 | 人権男女共同参画課 (男女平等推進センター) |

3 子どもに関する問題

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|------------------------------------|---|--|---|
| ①思いやりや生命尊重の気持ちを育む教育の推進 | 学校、保育所と家庭や地域の連携のもと、子どもたちに思いやりや生命尊重の気持ちを育む教育や保育を推進する。 | ◇日々の教育、保育活動における実践 ◇学校運営協議会を通じた地域との連携 ◇「特別の教科 道徳」の公開授業の実施 | 保育所 教育支援課 |
| ②児童虐待等防止のための取組の推進 | 関係機関と連携しながら、虐待等の困難な状況への早期対応と防止対策に努める。 | ◇虐待通報ダイヤルや子ども相談センターの周知 ◇虐待等防止のための講座や研修の開催 | こども家庭センター |
| ③いじめ等の防止のための取組の推進 | いじめやそれに伴う不登校等の問題に対する防止と解決に向けた取組を推進する。 | ◇教育サポートセンターによる総合的対策の実施 ◇定期的なアンケート調査の実施 ◇スクールカウンセラー等の派遣 ◇サポートティーチャーの配置 ◇適応指導教室による支援 | 教育支援課 |
| ④教職員や保育士等を対象とした研修の充実 | 教職員や保育士に対して、豊かな人権感覚や指導方法を身に付けるための研修を実施し、体罰などの不適切な指導の防止に努める。 | ◇教職員に対する研修会の実施 ◇保育所等の職員に対する研修会の実施 | 教育支援課 保育所 |
| ⑤保護者等を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 公立保育所、小・中学校の保護者や市民に対して、子育てや子どもを取り巻く様々な問題についての研修・講座等を開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | ◇大野城市子ども・若者育成フォーラムの開催 ◇家庭教育学級の実施 ◇家庭教育講演会の開催 ◇市PTA連絡協議会による研修・講座等の開催や研修会への参加 ◇子どもたちの「いのち」を守る研修会の開催 ◇子どもの人権について、啓発記事の市広報紙、ホームページ、SNSへの掲載や、各種啓 | こども・若者政策課 学校・地域連携課 教育支援課 人権男女共同参画課 |

| | | 発事業の実施 | |
|--------------------|---|--------------------------------------|------------------------|
| ⑥子どもの貧困対策に向けた取組の推進 | 子どもの貧困対策の充実に向けた取組を進める。 | ◇就学援助費の支給 ◇子どもの貧困対策関係課会議の開催 | 教育総務課 こども・若者政策課 |
| ⑦ヤングケアラーに関する啓発の推進 | ヤングケアラーを取り巻く様々な問題への市民の理解を深めるため、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | ◇ヤングケアラーに関する啓発記事の市広報紙、ホームページ、SNSへの掲載 | 人権男女共同参画課 こども家庭センター |

4 高齢者に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|-----------------------------------|--|--|----------------------------------|
| ① 市民を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 高齢者に対する権利擁護や認知症への市民の理解を深めるため、研修・講座等を通じた周知・啓発を行う。 | ◇認知症啓発事業の実施 ◇シニアクラブ連合会主催の研修・講座等の開催 ◇高齢者の人権・ハラスメントの問題について地域の理解と協力を深めるため、啓発記事の市広報紙、ホームページ、SNSへの掲載や、各種啓発事業の実施 | すこやか長 寿課 人権男女共 同参画課 |
| ② 地域福祉活動の充実 | 住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域住民による見守りを支援する。 | ◇地域ケア会議を通じた地域の見守り活動の充実 | すこやか長 寿課 福祉サービ ス課 |
| ③ 高齢者虐待防止のための取組の推進 | 地域や関係機関と連携しながら、虐待の早期の発見と対応に努めるとともに、市民や介護職員に対し虐待防止のための研修や啓発を行う。 | ◇居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象とした高齢者虐待防止研修会の実施 ◇地域包括ケアネットワーク協議会の開催 ◇高齢者虐待対応マニュアルに基づく対応 | すこやか長 寿課 |
| ④ 社会参加の促進 | 高齢者の培ってきた経験をいかして、地域での就労やボランティア活動など、社会参加を促進する。 | ◇シルバー人材センターの運営支援と活用推進 | すこやか長 寿課 |
| ⑤ 財産保全のための取組の推進 | 専門家との連携のもと、認知症高齢者等の財産保全に努めるとともに、特殊詐欺等の犯罪防止のための啓発を行う。 | ◇司法書士等と連携した相談・支援 ◇成年後見制度の利用支援 ◇消費生活相談員による高齢者向け出前講座の実施 ◇消費生活に関する街頭啓発の実施 ◇特殊詐欺被害防止対策事業の実施 | すこやか長 寿課 生活安全課 |

5 障がいのある人に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|-----------------------------------|--|---|----------------------|
| ① 市民を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 様々な障がいや障がいのある人を取り巻く問題について、市民の理解を深めるための研修・講座等を開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | ◇障がい福祉に関する研修・講座の開催 ◇障がいのある人に対する差別やハラスメント根絶、合理的配慮について、市広報紙、ホームページ、SNSでの啓発記事の掲載や、各種啓発事業の実施 | 福祉サービス課 人権男女共同参画課 |
| ② 障がいへの理解を深めるための教育の推進 | 特別支援学級と通常学級との交流等を通じて、子どもたちの障がいに対する理解を深める教育を実践する。 | ◇障がいのある人の人権に関する学習の推進 ◇特別支援学級と通常学級の交流活動の実施 | 教育支援課 |
| ③ 障がいのある人の社会参加と交流活動の開催 | 障がい福祉関係団体との交流を促進し、障がいのある人が、より多くの社会参加や交流のできる機会を設ける。 | ◇みんなのチャレンジ・アート展の開催 ◇ふくしフェスティバルの開催 | 福祉サービス課 |
| ④ 障がいのある人への差別解消のための取組の推進 | 関係機関と連携しながら、障がいを理由とする差別の解消を図るとともに、市民からの相談対応をはじめとして、障害者差別解消法(※)に基づく取組を行う。 | ◇障がいのある人への差別事象に対する相談対応 ◇市各種サービスにおける障がいのある人に対する合理的配慮の提供 ◇障害者差別解消法に関する職員研修会の実施 | 福祉サービス課 |
| ⑤ 障がいのある人への虐待防止のための取組の推進 | 関係機関や近隣市町と連携しながら、虐待の早期発見と対応に努めるとともに、情報の共有や事例検討・研究を行う。 | ◇障がい者虐待防止センターの運営 ◇自立支援協議会の開催 | 福祉サービス課 |

※2013(平成25)年6月制定。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。一部の附則を除き平成28年4月から施行。

6 外国人に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|--|---|---|------------------------|
| ① 市民を対象とした国際理解を深める事業や研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 外国の異なる文化や生活習慣などへの理解を深めるための、講座や交流事業などを開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | ◇スピーチコンテストの実施 ◇国際交流協会と連携した各種事業の実施 ◇外国にルーツを持つ人に対する差別やハラスメントの根絶をめざし、市広報紙、ホームページ、SNSでの啓発記事の掲載や、各種啓発事業の実施 | コミュニティ文化課 人権男女共同参画課 |
| ② 小・中学校における国際教育と英語教育の充実 | 外国人による語学指導等を通じて、小・中学校の国際理解のための教育や英語教育の充実を図る。 | ◇ALT(外国人指導助手)の配置 | 教育支援課 |
| ③ 日本語及び日本文化への理解の促進、生活情報等の提供の充実 | 外国人を対象とした日本語講座の開催や市民との交流の中で、外国人が日本文化や生活習慣を学ぶ場を提供するとともに、各種申請書、生活情報や防災情報などの外国語への翻訳や手続の際に市役所窓口での通訳等の支援を行う。 | ◇国際交流協会との連携による日本語講座の開催 ◇外国人向け行政情報の作成・発信支援 ◇各種申請書の翻訳版の作成支援 ◇外国語対応可能職員による窓口での通訳による支援 | コミュニティ文化課 |
| ④ 青少年の国際交流事業の推進 | 青少年の国際理解を深めるため、国際交流事業を実施するとともに、民間団体による文化交流を支援する。 | ◇中学生・高校生交流の翼事業の実施 ◇国際交流協会との連携による青少年の国際交流事業の支援 ◇APCC(※)のホームステイ事業への参加 | こども・若者政策課 コミュニティ文化課 |

※NP0 法人アジア太平洋子ども会議・イン福岡。1989(平成元)年から福岡をベースに民間レベルの草の根国際交流事業を実施している。

7 働く人に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|---------------------|--|---|------------------------|
| ①市民・事業者に向けた啓発情報の発信等 | ワーク・ライフ・バランスの推進や様々なハラスメントによる人権侵害をなくすための出前講座や動画配信による講座の実施や、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | ◇ハラスメントをなくすための出前講座メニューの開発 ◇ワーク・ライフ・バランスの推進やハラスメント根絶について、市広報紙、ホームページ、SNSでの啓発記事の掲載や、各種啓発事業の実施 ◇労働問題に関する相談窓口の周知 ◇ハラスメントをなくすための条例の周知啓発 | 人権男女共同参画課 |
| ②職員に向けた研修の実施 | 市職員を対象として、様々なハラスメントによる人権侵害をなくすための研修を実施する。 | ◇セクハラ・パワハラ・マタハラ等職場でのハラスメントに関する研修や啓発の実施 | 人事マネジメント課 人権男女共同参画課 |
| ③職員からの相談体制の充実 | 職場におけるハラスメント全般に関する相談窓口がより相談しやすいものとなり、職場におけるハラスメント等が発生しない体制を推進する。 | ◇より相談しやすい職員相談体制の研究 ◇相談者への支援、ハラスメントを行った者への処分等 | 人事マネジメント課 人権男女共同参画課 |

8 様々な人権問題

様々な人権問題とは、「H I V感染者等（不安を呼び起こす一部感染症の患者等を含む。）」、「ハンセン病患者・元患者及びその家族」、「刑を終えて出所した人」、「犯罪被害者等」、「北朝鮮拉致被害者等」、「ホームレス」に関する問題のほか、「性的少数者（L G B T Q +）」、「人身取引」、「アイヌの人々」に関する問題を言います。これらの多様な人権問題についても、前記1～7までに掲げる人権問題と同様にその重要性を認識し、基本指針の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発事業を推進するものとします。

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|----------------------------------|---|---|--|
| ①市民を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 多様な人権問題について、市民の理解を深めるための研修・講座等を開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | ◇市広報紙、ホームページ、SNSでの啓発記事の掲載や、各種啓発事業の実施 | 人権男女共同参画課 |
| ②様々な人権問題に関する教育の推進 | 様々な差別で苦しんでいる人がいることを学び、正しい問題意識を持つ子どもたちを育成する教育を推進する。 | ◇人権・同和教育に関する副読本や学習教材を活用した教育実践 ◇小学校における人権の花運動や人権教室の実施 | 教育支援課 人権男女共同参画課 |
| ③県や関係団体等と連携・協力した取組の推進 | 県や関係団体等と連携した市民への啓発活動を推進するとともに、県等が実施する多様な人権課題に関する研修会への職員の積極的な参加を進めていく。 | ◇県や関係団体等と連携したポスターやリーフレットなどの活用による啓発の実施 ◇県や関係団体等が実施する事業等への参加と市広報等による情報提供 | 人権男女共同参画課 健康課（HIV感染者等（不安を呼び起こす一部感染症の患者等に関する）こと） |

9 課題横断的な人権課題に対する取組

(1) インターネットによる人権侵害に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|-------------------------------|--|--|------------|
| ①市民向けの研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | インターネットによる人権侵害の現状やインターネットの適切な利用、情報モラル等に関する研修・講座等を開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | ◇インターネットの利用に関する情報モラルのあり方や個人の責任などについて、市広報紙、ホームページ、SNSでの啓発記事の掲載や、各種啓発事業の実施 | 人権男女共同参画課 |
| ②学校におけるインターネット教育の推進 | 小・中学校において、パソコンを使用した授業等を通じて、インターネットの正しい利用方法について指導する。 | ◇パソコンを活用した情報教育の推進 | 教育支援課 |
| ③保護者に向けた啓発の推進 | インターネットによるいじめ等から子どもたちを守るために、保護者に対して、正しい知識や対応についての啓発を行う。 | ◇子どもたちのインターネット等の使用に関する保護者への研修・啓発の実施 | 教育支援課 |

(2) 災害等の非常時における人権問題

| 事業名 | 内 容 | 主な取組 | 主な 担当部署 |
|----------------------------------|--|---|--------------------|
| ①市民を対象とした訓練・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 災害等非常時の人権問題について、市民の理解を深めるための訓練・講座等を開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | ◇市民総ぐるみ防災訓練の実施 ◇市広報紙、ホームページ、SNSでの啓発記事の掲載や、各種啓発事業の実施 | 危機管理課 人権男女共同参画課 |
| ②県や関係団体等と連携・協力した取組の推進 | 県や関係団体等と連携した市民への啓発活動を推進するとともに、県等が実施する災害等に関する研修会への職員の積極的な参加を進めていく。 | ◇県や関係団体等と連携したポスターやリーフレットなどの活用による啓発の実施 ◇県や関係団体等が実施する事業等への参加と市広報等による情報提供 | 危機管理課 人権男女共同参画課 |

第3章 目標値

1 設定目的

この実施計画では、各事業の計画期間中における進捗状況の把握や検証、評価等をより明確かつ効果的に行うため、「3 各事業の目標値（毎年度、審議会において進捗状況を確認）」（以下、「各事業の目標値」という。）については、第2章の「Ⅱ 総合的施策」及び「Ⅲ 分野別施策」の各事業について、第4次の計画期間の最終年度である2030（令和12）年度における目標値を定めています。また、「4 全体の目標値（市民意識調査により事業効果を確認）」（以下、「計画全体の目標値」という。）については、2029（令和11）年度に実施する市民意識調査により判明する数値を目標値に定めています。

2 目標値の進捗確認

「各事業の目標値」については、各事業における「主な取組」の中から、当該事業を象徴し、かつ数値目標の設定が可能なものを選定し、毎年度、審議会において進捗状況を確認します。

また、「計画全体の目標値」については、2029（令和11）年度に実施する市民意識調査により達成状況を確認し、第4次実施計画の全体的な事業効果を測ります。

なお、社会情勢の変化等により、計画期間中に、各事業において主な取組の見直しや新規追加、廃止等が必要となることもありうるため、目標値についても必要に応じて見直しを行うものとしします。

3 各事業の目標値（毎年度、審議会において進捗状況を確認）

I 総合的施策

| 区分 | 分野 | 事業名 | 内容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|--|--------------|-------------------|--|--|--------|
| 1 あ あらゆる 場における人 権教育・啓 発の推進 | (1)就学 前教育 | ① 豊かな心を育てる保育活動の推進 | 様々な体験活動を取り入れながら、子どもたちが命の大切さを学ぶことができる保育活動を実践する。 | 公立保育所ごとに小学校、中学校、高齢者施設等のいずれかとの交流事業の実施回数：年2回 | 保育所 |
| | | ② 従事する職員への研修の実施 | 保育に従事する職員として、豊かな人権感覚を身に付けるため、計画的に研修会や学習会を実施する。 | 保育士対象人権研修会への派遣回数：毎年1回 | 保育所 |
| | (2)学校 教育 | ① 自尊感情を育む教育の推進 | 自分を大切にするとともに、他人への思いやりの気持ちを育む「心の教育」を推進する。 | 子どもの人権に関する研修会参加者の満足度 90%以上 | 教育支援課 |
| | | ② 豊かな人権感覚を養う教育の推進 | 差別につながる言葉や態度を認識し、差別を行わない豊かな人権感覚を養う教育を実践する。 | 人権同和教育副読本等の小中学校での活用率 100% | 教育支援課 |
| | | ③ 従事する職員への研修の実施 | 教育に従事する職員として、豊かな人権感覚を身に付けるため、計画的に研修会や学習会を実施する。 | 管理職に対する研修会の実施回数：各職1回以上 | 教育支援課 |

| 区 分 | 分 野 | 事業名 | 内 容 | 目 標 値 | 主な担当部署 |
|-----------------------|--------------|------------------------------|---|---|-----------|
| 1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進 | (3)家庭教育 | ① 保護者の学習機会の提供と支援 | 保護者が豊かな人権感覚を身に付けられるように、様々な学習機会の充実を図る。 | 家庭教育合同講演会開催回数：年3回 | 学校・地域連携課 |
| | | ② 啓発冊子の配布や人権啓発記事の発信等による啓発の推進 | 家庭において、親子が人権について共に考える機会が持てるような人権啓発記事を市広報紙や市ホームページに掲載する。 | 令和12年度の人権啓発冊子等に対する市民からのアンケート回答数：年間75件 | 人権男女共同参画課 |
| | (4)地域での教育・啓発 | ① コミュニティ研修会の推進 | 地域と市が協力しながら、地域が主体的に企画・運営を行うコミュニティ別研修会を実施する。 | 4コミュニティで実施している人権・同和問題研修会に対する参加者の理解度：98%以上 | 人権男女共同参画課 |
| | | ④ 研修・講座等の参加促進に向けた取組の推進 | 新たな参加者が獲得できるような研修・講座等の実施や周知の方法について工夫しながら、参加促進を図る。 | 「人権をまなぶ講座」参加者中の新規参加者率：50%以上 | 人権男女共同参画課 |

| 区分 | 分野 | 事業名 | 内容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|-----------------------|----------------|------------------------|--|---|------------------------|
| 1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進 | (5) 職場での教育・啓発 | ① 関係機関と連携した研修会等の実施 | 筑紫地区各市や国・県の関係機関、企業団体、商工会等と連携しながら企業・事業所に向けた研修を実施する。 | 筑紫地区企業・事業所同和問題研修会参加者の理解度：100% | 人権男女共同参画課 |
| | | ② パンフレット等資料の配布による啓発の推進 | ポスターやパンフレットの配布等により、企業・事業所の人権意識の高揚を図る。 | 「DV相談ホットライン」カードの公共施設や大型商業施設等への設置枚数：4,500枚 | 人権男女共同参画課 |
| | | ③ 職員の研修体制の充実 | 様々な研修を通じて、常に人権に関する正しい知識と感覚を持って、市民と接することができる職員を育成する。 | 年に1回以上職員に対し、人権に関する研修を実施する。 | 人事マネジメント課 人権男女共同参画課 |
| 2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進 | (1) 教育・啓発活動の推進 | ① 人権教育・啓発推進体制の充実 | 本計画の事業実施について、関係各課での連携を進めるとともに、人権政策審議会を通じた進捗管理を行う。 | 実施計画各事業の進捗状況評価が「期待どおり」以上のものの割合：90%以上 | 人権男女共同参画課 |
| | | ② 様々な手法による啓発の実施 | 様々な手法により人権啓発を実施するとともに、新たな参加者を獲得できるように、様々な啓発手法を検討し、その充実を図る。 | 令和12年度における研修・講座等のオンライン方式による実施回数：年4回以上 | 人権男女共同参画課 |
| | | ③ 意識調査の実施 | 市民意識の実態を把握し、より効果的な施策を推進していくため、人権問題に関する意識調査を定期的に行う。 | 次回(令和11年度)市民意識調査の回答率：50% | 人権男女共同参画課 |

| 区分 | 分野 | 事業名 | 内容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|-----------------------|-----------------|--------------------------|--|---|------------------------|
| 2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進 | (2) 人材の育成と活用の充実 | ① 人権教育・啓発推進リーダーの育成 | あらゆる場を学習の機会と捉え、常に人権感覚を持って主体的に行動できるリーダー的な人材の育成を図る。 | 令和12年度における人権・同和問題啓発推進員初級・中級講座の修了生の理解度：95%以上 | 人権男女共同参画課 |
| | | ② 人権・同和教育に関する会計年度任用職員の配置 | 会計年度任用職員を配置し、大野城市人権・同和教育研究協議会に関する事業支援など、人権同和教育事業を推進する。 | 市同研学校部会（推進委員会）への人権教育担当指導主事（会計年度任用職員）の参加率：100% | 教育支援課 |
| | | ③ 職員の研修体制の充実 | 様々な研修を通じて、常に人権に関する正しい知識と感覚を持って、市民と接することができる職員を育成する。 | 年に1回以上職員に対し、人権に関する研修を実施する。 | 人事マネジメント課 人権男女共同参画課 |
| | (3) 情報提供の充実及び強化 | ① 市広報紙の活用 | 市民にとって、市の情報を得るための身近な手段である市広報紙を通じて、人権啓発を行う。 | 市広報紙への啓発記事掲載回数：年3回以上 | 人権男女共同参画課 |
| | | ② インターネットの活用 | 広く市民に向けた情報提供の手段としてホームページやSNSの活用を推進する。 | 市ホームページへの啓発記事掲載回数：年6回以上 | 人権男女共同参画課 |
| | | ③ パネル展等のイベントの開催 | 各種の強調月間や週間、イベントの機会を捉え、人権に関する様々なパネル展等を実施する。 | 人権に関する様々なパネル展、ポスター展等の開催回数：年2回以上 | 人権男女共同参画課 |

Ⅱ 分野別施策

(1) 同和問題（部落差別）

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|-----------------------------------|--|--|--------------------|
| ① 市民を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 市民一人一人が、同和問題（部落差別）への正しい認識を持ち、理解を深めるために、同和問題（部落差別）に関する研修・講座等を開催するとともに、市広報への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | 同和問題（部落差別）に関する研修・講座等における参加者の理解度：100% | 人権男女共同参画課 |
| ② 同和問題啓発強調月間における啓発活動の推進 | 7月の同和問題啓発強調月間における街頭啓発等を通じて、同和問題（部落差別）について市民に広く周知する。 | 同和問題啓発強調月間に配布する啓発物資の数：2,000人分 | 人権男女共同参画課 |
| ③ 小・中学校における同和教育の充実 | 正しい知識と理解を深めるため、小・中学校において、歴史的経緯を含めた同和教育を推進する。 | 社会科基底カリキュラムに基づいた社会科授業の実施率：100% | 教育支援課 |
| ④ 企業・事業所を対象とする研修会の開催・支援 | 筑紫地区各市と協力し、企業・事業所を対象とする研修会を開催するほか、企業団体の開催する研修会の実施を支援する。 | 筑紫地区企業・事業所同和問題研修会参加者の理解度：100% | 人権男女共同参画課 産業振興課 |
| ⑤ 職員に対する研修の充実 | 市における職員研修の実施とともに、県内、県外における研修への職員派遣を通じて、職員の同和問題（部落差別）への知識と理解を深める。 | 県内、県外における人権・同和研修（オンライン開催等を含む。）への職員派遣人数：30名 | 人権男女共同参画課 |

(2) 女性に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|------------------------------------|--|---|-----------------------|
| ① 市民等を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた市民への啓発を進めるための研修・講座等を開催するとともに、市広報紙に啓発記事を掲載することなどによる啓発を行う。 | 男女平等推進センター事業の延べ参加者数（オンライン参加者等を含む。）：年 22,000 名 | 人権男女共同参画課（男女平等推進センター） |
| ② 子どもたちへの男女平等教育の実施 | 保育所や小・中学校において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等の意識を育てる教育を実践する。 | アスカーラ「男女共同参画」小中学生図画ポスター・標語コンクール応募作品数：年 1,500 点 | 人権男女共同参画課（男女平等推進センター） |
| ③ 女性への暴力の根絶に向けた研修会の開催等 | ドメスティックバイオレンス（DV）をはじめとする様々な女性への暴力の根絶に向けた研修会の開催、相談窓口の周知等を行う。 | 中学校デートDV防止研修（毎年市内5中学校の2年生を対象に開催）のアンケートで「役に立ちそうである」との回答率：90%以上 | 人権男女共同参画課（男女平等推進センター） |
| ④ 地域における女性活躍推進事業 | 地域における女性の活躍を推進するため、女性の視点や考えを地域活動につなげる講座の開催や地域実践活動の支援を行う。 | 女性活躍支援に向けた講座等の受講者数：年 50 名 | 人権男女共同参画課（男女平等推進センター） |

(3) 子どもに関する問題

| 事業名 | 内 容 | 目 標 値 | 主な担当部署 |
|-------------------------------------|--|--|------------------------|
| ① 思いやりや生命尊重の気持ちを育む教育の推進 | 学校、保育所と家庭や地域の連携のもと、子どもたちに思いやりや生命尊重の気持ちを育む教育や保育を推進する。 | 学校運営協議会において「あいさつ」を議題とする学校数：市内全小中学校 15 校(以下「15校」という。) | 教育支援課 |
| ② 児童虐待等防止のための取組の推進 | 関係機関や近隣市町と連携しながら、虐待等の困難な状況への早期対応と防止対策に努める。 | 子ども相談センター認知度：56%以上 | こども家庭センター |
| ③ いじめ等の防止のための取組の推進 | いじめやそれに伴う不登校等の問題に対する防止と解決に向けた取組を推進する。 | いじめの解消率（※）：100% | 教育支援課 |
| ④ 教職員や保育士等を対象とした研修の充実 | 教職員や保育士に対して、豊かな人権感覚や指導方法を身に付けるための研修を実施し、体罰などの不適切な指導の防止に努める。 | 教職員を対象とした研修において、体罰を含む不適切指導防止に関する指導回数：年1回以上 | 教育支援課 |
| ⑤ 保護者等を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 保育所、小・中学校の保護者や市民に対して、子育てや子どもを取り巻く様々な問題についての研修・講座等を開催するとともに、市広報への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | 子どもたちの「いのち」を守る研修会における参加者アンケートの満足度：90%以上 | 教育支援課 |
| ⑥ 子どもの貧困対策に向けた取組の推進 | 子どもの貧困対策の充実に向けた取組を進める。 | 就学援助対象児童1年生の早期支給（※）の割合：90% | 教育総務課 |
| ⑦ ヤングケアラーに関する啓発の推進 | ヤングケアラーを取り巻く様々な問題への市民の理解を深めるため、市広報への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | ヤングケアラーに関する啓発活動回数：年1回 | 人権男女共同参画課 こども家庭センター |

(※) 学校が認知したいじめのうち、いじめ行為が止まっており、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない状態が3ヶ月以上継続しているケースの割合

(※) 経済的な理由で就学が困難な家庭に対し、小学校・中学校の入学前に、新入学用品費を前倒して支給する制度（入学後も一定期間は申請・支給可能）

(4) 高齢者に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|-----------------------------------|--|--|---------|
| ① 市民を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 認知症や介護問題など高齢者を取り巻く様々な問題への市民の理解を深めるための研修・講座等を開催するとともに、市広報への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | 市主催認知症啓発事業の開催回数：毎年度1回 | すこやか長寿課 |
| ② 地域福祉活動の充実 | 住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域住民による見守りを支援する。 | 全区における地域ケア会議開催回数：年間144回 | すこやか長寿課 |
| ③ 高齢者虐待防止のための取組の推進 | 地域や関係機関と連携しながら、虐待の早期の発見と対応に努めるとともに、市民や介護職員に対し虐待防止のための研修や啓発を行う。 | 居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象とした高齢者虐待防止研修会の実施回数：毎年度1回 | すこやか長寿課 |
| ④ 社会参加の促進 | 高齢者の培ってきた経験をいかして、地域での就労やボランティア活動など、社会参加を促進する。 | シニアクラブ会員数：1,825人 | すこやか長寿課 |
| ⑤ 財産保全のための取組の推進 | 専門家との連携のもと、認知症高齢者等の財産保全に努めるとともに、振り込め詐欺等の犯罪防止のための啓発を行う。 | 高齢者向け街頭啓発を年8回以上実施 | 生活安全課 |

(5) 障がいのある人に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|-----------------------------------|---|---|---------|
| ① 市民を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 様々な障がいや障がいのある人を取り巻く問題について、市民の理解を深めるための研修・講座等を開催するとともに、市広報への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | 障がいに関わる研修・講座等の開催：年1回 | 福祉サービス課 |
| ② 障がいへの理解を深めるための教育の推進 | 特別支援学級と通常学級との交流等を通じて、子どもたちの障がいに対する理解を深める教育を実践する。 | 通常学級において特別支援学級の子どもを理解するための学習を行った学校数：15校 | 教育支援課 |
| ③ 障がいのある人の社会参加と交流活動の開催 | 障がい者関係団体との交流を促進し、障がいのある人が、より多くの社会参加や交流のできる機会を設ける。 | みんなのチャレンジアート展の来場者数：1,500人 | 福祉サービス課 |
| ④ 障がいのある人に対する差別解消のための取組の推進 | 関係機関と連携しながら、障がいを理由とする差別の解消を図るとともに、市民からの相談対応をはじめとして、障害者差別解消法に基づく取組を行う。 | 障害者差別解消法の啓発活動：毎年2回 | 福祉サービス課 |
| ⑤ 障がいのある人への虐待防止のための取組の推進 | 関係機関や近隣市町と連携しながら、虐待の早期発見と対応に努めるとともに、情報の共有や事例検討・研究を行う。 | 市自立支援協議会の開催回数：毎年17回 | 福祉サービス課 |

(6) 外国人に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|--|---|-----------------------------------|-----------|
| ① 市民を対象とした国際理解を深める事業や研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 外国の異なる文化や生活習慣などへの理解を深めるための、講座や交流事業などを開催するとともに、市広報への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | スピーチコンテスト出場者数 40 名、観覧者数 200 名 | コミュニティ文化課 |
| ② 小・中学校における国際教育と英語教育の充実 | 外国人による語学指導等を通じて、小・中学校の国際理解のための教育や英語教育の充実を図る。 | A L Tに関する学校（職員）アンケートにおける満足度：90%以上 | 教育支援課 |
| ③ 日本語及び日本文化への理解の促進、生活情報等の提供の充実 | 外国人を対象とした日本語講座の開催や市民との交流の中で、外国人が日本文化や生活習慣を学ぶ場を提供するとともに、各種申請書、生活情報や防災情報などの外国語への翻訳や手続の際に市役所窓口での通訳等の支援を行う。 | 通訳、翻訳依頼への対応率：100% | コミュニティ文化課 |
| ④ 青少年の国際交流事業の推進 | 青少年の国際理解を深めるため、国際交流事業を実施するとともに、民間団体による文化交流を支援する。 | 中学生・高校生交流の翼事業研修生の人数：14 人以上 | こども・若者政策課 |

(7) 働く人の人権に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|----------------------|---|--|------------------------|
| ① 市民・事業者に向けた啓発情報の発信等 | 様々なハラスメントによる人権侵害の現状や働く人の人権問題の解決等に関する講座等を実施するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | 講座等の実施、市広報紙又は市ホームページでの啓発記事の掲載等による啓発の実施回数：年2回以上 | 人権男女共同参画課 |
| ② 職員に向けた研修の実施 | セクハラ・パワハラ・マタハラ等職場でのハラスメントに関する職員研修を実施し、ハラスメントによる人権侵害の解消や未然防止に努める。 | ハラスメントに関する職員研修の実施回数：年1回以上 | 人事マネジメント課 人権男女共同参画課 |
| ③ 職員からの相談体制の充実 | 職場におけるハラスメント全般に関する相談窓口がより相談しやすいものとなり、職場におけるハラスメント等が発生しない体制を推進する。 | 職員に対するハラスメントに関する相談窓口の周知回数：年5回以上 | 人事マネジメント課 人権男女共同参画課 |

(8) 様々な人権問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|-----------------------------------|---|--|-----------|
| ① 市民を対象とした研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 多様な人権問題について、市民の理解を深めるための研修・講座等を開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | 研修・講座等の開催、市広報紙又は市ホームページでの啓発記事の掲載等による啓発の実施回数：6回 | 人権男女共同参画課 |
| ② 様々な人権問題に関する教育の推進 | 様々な差別で苦しんでいる人がいることを学び、正しい問題意識を持つ子どもたちを育成する教育を推進する。 | 人権の花及び人権教室を実施する小学校数：各1校 | 人権男女共同参画課 |
| ③ 県や関係団体等と連携・協力した取組の推進 | 県や関係団体等と連携した市民への啓発活動を推進するとともに、県等が実施する多様な人権課題に関する研修会への職員の積極的な参加を進めていく。 | 「筑紫地区人権・同和教育研究大会（1月）」の大野城市民や市職員等の参加者数合計：100名 | 人権男女共同参画課 |

(9) 課題横断的な人権課題に対する取組

① インターネットによる人権侵害に関する問題

| 事業名 | 内容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|--------------------------------|---|---|-----------|
| ① 市民向けの研修・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | インターネットによる人権侵害の現状や情報モラル等に関する研修・講座等の開催や、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | 研修・講座等の開催や、市広報紙又は市ホームページでの啓発記事の掲載等による啓発の実施回数：1回 | 人権男女共同参画課 |
| ② 学校におけるインターネット教育の推進 | 小・中学校において、パソコンを使用した授業を通じて、インターネットの正しい利用方法について指導する。 | インターネットに関する「保護者と学ぶ規範意識学習会」を実施した学校数：15校 | 教育支援課 |
| ③ 保護者に向けた啓発の推進 | インターネットによるいじめ等から子どもたちを守るために、保護者に対して、正しい知識や対応についての啓発を行う。 | インターネットに関する「保護者と学ぶ規範意識学習会」を実施した学校数：15校 | 教育支援課 |

② 災害等の非常時における人権問題

| 事業名 | 内容 | 目標値 | 主な担当部署 |
|-----------------------------------|---|----------------------|--------|
| ① 市民を対象とした訓練・講座等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 災害等非常時における人権問題について、市民の理解を深めるための訓練・講座等を開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | 市民総ぐるみ防災訓練の実施：年1回 | 危機管理課 |
| ② 県や関係団体等と連携・協力した取組の推進 | 県や関係団体等と連携した市民への啓発活動を推進するとともに、県等が実施する災害等に関する研修会への職員の積極的な参加を進めていく。 | 防災士を対象とした講座の実施：年1回以上 | 危機管理課 |

4 全体の目標値（市民意識調査により事業効果を確認）

目標① 人権が尊重されている社会であると実感している市民の割合

| 令和6年度市民意識調査 実績値 | 令和11年度市民意識調査 目標値 |
|-----------------|------------------|
| 69.5% | 80.0% |

※実績値の内訳

「尊重されていると思う」10.4%、「どちらかといえば尊重されていると思う」59.5%

目標② 人権問題に関心がある市民の割合

| 令和6年度市民意識調査 実績値 | 令和11年度市民意識調査 目標値 |
|-----------------|------------------|
| 71.7% | 80.0% |

※実績値の内訳

「非常に関心がある」8.5%、「多少関心がある」63.2%

目標③ 人権問題についての研修会等に参加したことがある市民の割合

| 令和6年度市民意識調査 実績値 | 令和11年度市民意識調査 目標値 |
|-----------------|------------------|
| 27.1% | 40.0% |

目標④ これから人権問題について学習しようとする市民の割合

| 令和6年度市民意識調査 実績値 | 令和11年度市民意識調査 目標値 |
|-----------------|------------------|
| 31.4% | 40.0% |

(参考資料) 第3次実施計画の目標値に対する実績値

I 総合的施策

| 区分 | 分野 | 事業名 | 内容 | 目標値 | 実績 |
|-----------------------|---------------|------------------------------|---|---|--------|
| 1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進 | (1) 就学前教育 | ① 豊かな心を育てる保育活動の推進 | 様々な体験活動を取り入れながら、子どもたちが命の大切さを学ぶことができる保育活動を実践する。 | R7目標値：保育所ごとに小学校、中学校、高齢者施設等のいずれかとの交流事業の実施回数：年1回 | 2回 |
| | | ② 従事する職員への研修の実施 | 保育に従事する職員として、豊かな人権感覚を身に付けるため、計画的に研修会や学習会を実施する。 | R7目標値：保健師対象人権研修会への派遣回数：毎年1回 | 1回(1名) |
| | (2) 学校教育 | ① 自尊感情を育む教育の推進 | 自分を大切にするとともに、他人への思いやりの気持ちを育む「心の教育」を推進する。 | R7目標値：子どもの人権に関する研修会参加者の満足度90%以上 | 80% |
| | | ② 豊かな人権感覚を養う教育の推進 | 差別につながる言葉や態度を認識し、差別を行わない豊かな人権感覚を養う教育を実践する。 | R7目標値：人権同和教育副読本等の小中学校での活用率100% | 100% |
| | (3) 家庭教育 | ① 保護者の学習機会の提供と支援 | 保護者が豊かな人権感覚を身に付けられるように、様々な学習機会の充実を図る。 | R7目標値：家庭教育合同講演会開催回数：年3回 | 3回 |
| | | ② 啓発冊子の配布や人権啓発記事の発信等による啓発の推進 | 家庭において、親子が人権について共に考える機会が持てるような人権啓発記事を市広報紙や市ホームページに掲載する。 | R7目標値：令和7年度の人権啓発冊子等に対する市民からのアンケート回答数：年間100件 | 35件 |
| | (4) 地域での教育・啓発 | ① コミュニティ研修会の推進 | 地域と市が協力しながら、地域が主体的に企画・運営を行うコミュニティ別研修会を実施する。 | R7目標値：4コミュニティで実施している人権・同和問題研修会に対する参加者の理解度：95%以上 | 95% |
| | | ② 研修・講座等の参加促進に向けた取組の推進 | 新たな参加者が獲得できるよう研修・講座等の実施や周知の方法について工夫しながら、参加促進を図る。 | R7目標値：「人権をまなぶ講座」参加者中の新規参加者率：25%以上 | 49% |
| | (5) 職場での教育・啓発 | ① 関係機関と連携した研修会等の実施 | 筑紫地区各市や国・県の関係機関、企業団体、商工会等と連携しながら企業・事業所に向けた研修を実施する。 | R7目標値：筑紫地区企業・事業所同和問題研修会参加者の理解度：70%以上 | 100% |
| | | ② パンフレット等資料の配布による啓発の推進 | ポスターやパンフレットの配布等により、企業・事業所の人権意識の高揚を図る。 | R7目標値：「DV相談ホットライン」カードの公共施設や大型商業施設等への設置枚数：3,500枚 | 4,100枚 |

| 区分 | 分野 | 事業名 | 内容 | 目標値 | 実績 |
|----------------------|----------------|--------------------------|--|--|--------|
| 2 人権教育・啓発の総合かつ効果的な推進 | (1)教育・啓発活動の推進 | ① 人権教育・啓発推進体制の充実 | 本計画の事業実施について、関係各課での連携を進めるとともに、人権政策審議会を通じた進捗管理を行う。 | R7目標値：実施計画各事業の進捗状況評価が「期待どおり」以上のものの割合：85%以上 | 86.10% |
| | | ② 様々な手法による啓発の実施 | 様々な手法により人権啓発を実施するとともに、新たな参加者を獲得できるように、様々な啓発手法を検討し、その充実を図る。 | R7目標値：令和7年度における講演会等のオンライン方式による実施回数：年1回以上 | 3回 |
| | | ③ 意識調査の実施 | 市民意識の実態を把握し、より効果的な施策を推進していくため、人権問題に関する意識調査を定期的に行う。 | R7目標値：次回（令和6年度）市民意識調査の回答率：55% | 47.40% |
| | (2)人材の育成と活用の充実 | ① 人権教育・啓発推進リーダーの育成 | あらゆる場を学習の機会と捉え、常に人権感覚を持って主体的に行動できるリーダー的な人材の育成を図る。 | R7目標値：令和7年度における人権・同和問題啓発推進員初級・中級講座の修了生の理解度：90%以上 | 100% |
| | | ② 人権・同和教育に関する会計年度任用職員の配置 | 会計年度任用職員を配置し、大野城市人権・同和教育研究協議会に関する事業支援など、人権同和教育事業を推進する。 | R7目標値：市同研学校部会（推進委員会）への人権教育担当指導主事 | 100% |
| | | ③ 職員の研修体制の充実 | 様々な研修を通じて、常に人権に関する正しい知識と感覚を持って、市民と接することができる職員を育成する。 | R7目標値：年に1回以上職員に対し、人権に関する研修を実施する。 | 1回 |
| | (3)情報提供の充実及び強化 | ① 市広報紙の活用 | 市民にとって、市の情報を得るための身近な手段である市広報紙を通じて、人権啓発を行う。 | R7目標値：市広報紙への啓発記事掲載回数：年3回以上 | 3回 |
| | | ② インターネットの活用 | 広く市民に向けた情報提供の手段としてホームページやSNSの活用を推進する。 | R7目標値：市ホームページへの啓発記事掲載回数：年3回以上 | 5回 |
| | | ③ パネル展等のイベントの開催 | 各種の強調月間や週間、イベントの機会を捉え、人権に関する様々なパネル展等を実施する。 | R7目標値：人権に関する様々なパネル展、ポスター展等の開催回数：毎年2回以上 | 2回 |

II 分野別施策

1 同和問題（部落差別）

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 実 績 |
|---------------------------------|--|--|---------|
| ① 市民を対象とした講演会等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 市民一人ひとりが、同和問題（部落差別）への正しい認識を持ち、理解を深めるために、同和問題（部落差別）に関する講演会や研修会を開催するとともに、市広報への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | R 7 目標値：4 コミュニティで実施している人権・同和問題研修会に対する参加者の理解度：90%以上 | 100% |
| ② 同和問題啓発強調月間における啓発活動の推進 | 7月の同和問題啓発強調月間における街頭啓発等を通じて、同和問題（部落差別）について市民に広く周知する。 | R 7 目標値：街頭啓発における啓発物資の配布人数：850人分 | 2,000人分 |
| ③ 小・中学校における同和教育の充実 | 正しい知識と理解を深めるため、小・中学校において、歴史的経緯を含めた同和教育を推進する。 | R 7 目標値：社会科基底カリキュラムに基づいた社会科授業の実施率：100% | 100% |
| ④ 企業・事業所を対象とする研修会の開催・支援 | 筑紫地区各市と協力し、企業・事業所を対象とする研修会を開催するほか、企業団体の開催する研修会の実施を支援する。 | R 7 目標値：筑紫地区企業・事業所同和問題研修会参加者の理解度：70%以上 | 100% |
| ⑤ 職員に対する研修の充実 | 市における職員研修の実施とともに、県内、県外における研修への職員派遣を通じて、職員の同和問題（部落差別）への知識と理解を深める。 | R 7 目標値：県内、県外における人権・同和研修（オンライン開催等を含む）への職員派遣人数：30名 | 9名 |

2 女性に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 実 績 |
|----------------------------------|--|---|---------|
| ① 市民等を対象とした講演会等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた市民への啓発を進めるための講演会等を開催するとともに、市広報紙に啓発記事を掲載することなどによる啓発を行う。 | R 7 目標値：男女平等推進センター事業の延べ参加者数（オンライン参加者等を含む。）：年20,000名 | 22,052名 |
| ② 子どもたちへの男女平等教育の実施 | 保育所や小・中学校において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等の意識を育てる教育を実践する。 | R 7 目標値：アスカーラ「男女共同参画」小中学生図画ポスター・標語コンクール応募作品数：年800点 | 1,415点 |
| ③ 女性への暴力の根絶に向けた研修会の開催等 | ドメスティックバイオレンス（DV）をはじめとする様々な女性への暴力の根絶に向けた研修会の開催、相談窓口の周知等を行う。 | R 7 目標値：中学校デートDV防止研修（毎年市内5中学校の2年生を対象に開催）のアンケートで「役に立ちそうである」との回答率：90%以上 | 85% |
| ④ 地域における女性活躍推進事業 | 地域における女性の活躍を推進するため、女性の視点や考えを地域活動につなげる講座の開催や地域実践活動の支援を行う。 | R 7 目標値：受講者のうち、令和7年度までに生き生きと輝く女性応援講座の修了者数：計50名 | 48名 |

3 子どもに関する問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 実 績 |
|-----------------------------------|--|--|-------|
| ① 思いやりや生命尊重の気持ちを育む教育の推進 | 学校、保育所と家庭や地域の連携のもと、子どもたちに思いやりや生命尊重の気持ちを育む教育や保育を推進する。 | R7目標値：学校運営協議会において「あいさつ」を議題とする学校数：市内全小中学校15校（以下「15校」という。） | 15校 |
| ② 児童虐待等防止のための取り組みの推進 | 関係機関や近隣市町と連携しながら、虐待等の困難な状況への早期対応と防止対策に努める。 | R7目標値：子ども相談センター認知度：68%以上 | 53.8% |
| ③ いじめ等の防止のための取り組みの推進 | いじめやそれに伴う不登校等の問題に対する防止と解決に向けた取り組みを推進する。 | R7目標値：いじめの解消率：100% | 100% |
| ④ 教職員や保育士等を対象とした研修の充実 | 教職員や保育士に対して、豊かな人権感覚や指導方法を身に付けるための研修を実施し、体罰などの不適切な指導の防止に努める。 | R7目標値：体罰事案が発生しなかった学校数：15校 | 14校 |
| ⑤ 保護者等を対象とした講演会等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 保育所、小・中学校の保護者や市民に対して、子育てや子どもを取り巻く様々な問題についての講演会等を開催するとともに、市広報への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | R7目標値：子どもたちの「いのち」を守る研修会における参加者アンケートの満足度：90%以上 | 80% |
| ⑥ 子どもの貧困対策に向けた取り組みの推進 | 子どもの貧困対策の充実に向けた取り組みを進める。 | R7目標値：就学援助対象児童1年生の早期支給の割合：70% | 85.8% |

4 高齢者に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 実 績 |
|---------------------------------|--|--|--------|
| ① 市民を対象とした講演会等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 認知症や介護問題など高齢者を取り巻く様々な問題への市民の理解を深めるための講演会等を開催するとともに、市広報への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | R7目標値：市主催認知症啓発事業の開催回数：毎年度1回 | 1回 |
| ② 地域福祉活動の充実 | 住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域住民による見守りを支援する。 | R7目標値：全区における地域ケア会議開催回数：年間135回 | 138回 |
| ③ 高齢者虐待防止のための取り組みの推進 | 地域や関係機関と連携しながら、虐待の早期の発見と対応に努めるとともに、市民や介護職員に対し虐待防止のための研修や啓発を行う。 | R7目標値：居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象とした高齢者虐待防止研修会の実施回数：毎年度1回 | 1階 |
| ④ 社会参加の促進 | 高齢者の培ってきた経験を活かして、地域での就労やボランティア活動など、社会参加を促進する。 | R7目標値：シニア大学受講者数：335人 | 1,671人 |
| ⑤ 財産保全のための取り組みの推進 | 専門家との連携のもと、認知症高齢者等の財産保全に努めるとともに、振り込め詐欺等の犯罪防止のための啓発を行う。 | R7目標値：高齢者向け街頭啓発を6回/年以上実施 | 8回 |

5 障がいのある人に関する問題

| 事業名 | | 内 容 | 目標値 | 実 績 |
|-----|-------------------------------|---|---|--------|
| ① | 市民を対象とした講演会等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 様々な障がいや障がいのある人を取り巻く問題について、市民の理解を深めるための講演会等を開催するとともに、市広報への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | R7目標値：障がいに関わる講演会の開催：年1回 | 1回 |
| ② | 障がいへの理解を深めるための教育の推進 | 特別支援学級と通常学級との交流等を通じて、子どもたちの障がいに対する理解を深める教育を実践する。 | R7目標値：通常学級において特別支援学級の子どもの理解するための学習を行った学校数：15校 | 15校 |
| ③ | 障がいのある人の社会参加と交流活動の開催 | 障がい者関係団体との交流を促進し、障がいのある人が、より多くの社会参加や交流のできる機会を設ける。 | R7目標値：みんなのチャレンジアート展の来場者数：1,200人 | 1,458人 |
| ④ | 障がいのある人に対する差別解消のための取り組みの推進 | 関係機関と連携しながら、障がいを理由とする差別の解消を図るとともに、市民からの相談対応をはじめとして、障害者差別解消法に基づく取り組みを行う。 | R7目標値：障害者差別解消法の啓発活動：毎年2回 | 2回 |
| ⑤ | 障がいのある人への虐待防止のための取り組みの推進 | 関係機関や近隣市町と連携しながら、虐待の早期発見と対応に努めるとともに、情報の共有や事例検討・研究を行う。 | R7目標値：市自立支援協議会の開催回数：毎年10回 | 17回 |

6 外国人に関する問題

| 事業名 | | 内 容 | 目標値 | 実 績 |
|-----|---|--|---------------------------------------|-------------------|
| ① | 市民を対象とした国際理解を深める事業や講演会の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 外国の異なる文化や生活習慣などへの理解を深めるための、講座や交流事業などを開催するとともに、市広報への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | R7目標値：スピーチコンテスト出場者数24名、観覧者数120名 | 出場者31名 観覧者185名 |
| ② | 小・中学校における国際教育と英語教育の充実 | 外国人による語学指導等を通じて、小・中学校の国際理解のための教育や英語教育の充実を図る。 | R7目標値：ALTに関する学校（職員）アンケートにおける満足度：90%以上 | 93% |
| ③ | 日本語及び日本文化への理解の促進、生活情報等の提供の充実 | 外国人を対象とした日本語講座の開催や市民との交流の中で、外国人が日本文化や生活習慣を学ぶ場を提供するとともに、各種申請書、生活情報や防災情報などの外国語への翻訳や手続きの際に市役所窓口での通訳等の支援を行う。 | R7目標値：通訳、翻訳依頼への対応率：100% | 100% |
| ④ | 青少年の国際交流事業の推進 | 青少年の国際理解を深めるため、国際交流事業を実施するとともに、民間団体による文化交流を支援する。 | R7目標値：中学生・高校生交流の翼事業研修生の人数14人以上 | 14人 |

7 インターネットによる人権侵害に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 実 績 |
|------------------------------|--|---|-----|
| ① 市民向けの講演会等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | インターネットによる人権侵害の現状や情報モラル等に関する講演会等を開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | R7目標値：講演会の開催、市広報紙又は市ホームページでの啓発記事の掲載等による啓発の実施回数：1回（令和元年度実施回数：1回） | 1回 |
| ② 学校におけるインターネット教育の推進 | 小・中学校において、パソコンを使用した授業を通じて、インターネットの正しい利用方法について指導する。 | R7目標値：インターネットに関する「保護者と学ぶ規範意識学習会」を実施した学校数：15校（令和元年度実施学校数：15校） | 15校 |
| ③ 保護者に向けた啓発の推進 | インターネットによるいじめ等から子どもたちを守るために、保護者に対して、正しい知識や対応についての啓発を行う。 | R7目標値：インターネットに関する「保護者と学ぶ規範意識学習会」を実施した学校数：15校（令和元年度実施学校数：15校） | 15校 |

8 働く人の人権に関する問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 実 績 |
|--------------------------------------|--|--|-----|
| ① 市民・事業者・職員に向けた講演会等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | セクハラ・パワハラ・マタハラなどの各種ハラスメントによる人権侵害の現状や働く人の人権問題の解決等に関する講演会等を開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | R7目標値：講演会の開催、市広報紙又は市ホームページでの啓発記事の掲載等による啓発の実施回数：年1回以上 | 1回 |
| ② 職員からの相談体制の充実 | 職場におけるハラスメント全般に関する相談窓口がより相談しやすいものとなり、職場におけるハラスメント等が発生しない体制を推進する。 | R7目標値：職員に対するハラスメントに関する相談窓口の周知回数：年1回以上 | 1回 |

9 様々な人権問題

| 事業名 | 内 容 | 目標値 | 実 績 |
|---------------------------------|---|---|-----|
| ① 市民を対象とした講演会等の開催、啓発情報の発信等による啓発 | 多様な人権問題について、市民の理解を深めるための講演会等を開催するとともに、市広報紙への啓発記事の掲載などによる啓発を行う。 | R7目標値：講演会の開催、市広報紙又は市ホームページでの啓発記事の掲載等による啓発の実施回数：3回 | 6回 |
| ② 様々な人権問題に関する教育の推進 | 様々な差別で苦しんでいる人がいることを学び、正しい問題意識を持つ子どもたちを育成する教育を推進する。 | R7目標値：人権の花及び人権教室を実施する小学校数：各1校 | 各1校 |
| ③ 県や関係団体等と連携・協力した取り組みの推進 | 県や関係団体等と連携した市民への啓発活動を推進するとともに、県等が実施する多様な人権課題に関する研修会への職員の積極的な参加を進めていく。 | R7目標値：「福岡県同和問題啓発協調月間講演会(7月)」及び「福岡県人権週間講演会(12月)」の大野城市民や市職員等の参加者数合計：50名 | 95名 |

第4次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画

2026（令和8）年4月

大野城市市民生活部人権男女共同参画課

〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号

TEL：092-580-1840

FAX：092-574-2053

Mail：jinken@city.onojo.fukuoka.jp

<http://www.city.onojo.fukuoka.jp>